

指定管理者選定に係る審査表(案)

審査基準	審査の主な観点	内容	主な確認書類	採点	基準	配点		
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	◎センターの設置目的を理解している。 ◎利用者への理解や配慮をする取組み姿勢や意欲がある。	1 センターの設置目的を理解している。	様式13-1		/	5		
		2 利用者である市民への理解や配慮をする取組み姿勢がみられる。	様式13-1 その他全般		/	5		
		3 センターの管理運営について高い意欲・抱負・理念を持っている。	様式13-1		/	5		
		審査基準A 計					15	
B 管理運営のための十分な能力があるとともに、経費の縮減が図られていること	◎管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。 ◎業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ◎人材の育成計画、危機管理・安全対策、個人情報の保護、環境への配慮などについて十分な対応・措置が出来ている。 ◎施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え及び手法が適切である。 ◎収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。	4 経済的な安定性、信頼性がある。	様式7 賃借対照表 損益計算書等		/	5		
		5 管理運営が実現可能な職員の採用や配置がなされており、業務実施体制など管理責任体制が適切である。	様式13-2 その他全般		×2	10		
		6 職員の研修計画ができています。	様式13-3		/	5		
		7 事故や災害時の対応がとられている。	様式13-4		/	5		
		8 個人情報の保護と管理対策がとられている。	様式13-5		×2	10		
		9 苦情処理の対応がとられている。	様式13-6		/	5		
		10 環境配慮に向けた取組みを提案している。	様式13-7		/	5		
		11 施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え及び手法が適切であるとともに、業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。	様式13-8		/	5		
		12 収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。	様式14-1 様式14-2		×2	10		
		審査基準B 計					60	
		C センターの機能が十分発揮できるような取組みがなされていること	◎生活習慣病を主体に一次予防から三次予防までを含む総合的な健康づくりのサポート施設として、総合健診及び糖尿病の重症化予防事業をはじめ各種事業を適切かつ効果的に遂行できる。 健康相談や各種健康教室の実施、各種健康情報の発信など、健康づくりの普及・啓発(一次予防)を適切かつ効果的に遂行できる。 総合的な健診(二次予防)について、医師等の必要な人材の確保や精度管理など適切な実施体制が確立されているとともに、健診受診者増に向けた工夫がなされている。 糖尿病の重症化予防事業(三次予防)について、医療機関との連携、支援対象者への支援が適切かつ効果的に実施され、糖尿病患者の減少や重症化予防に向け効果的な事業推進が期待できる。	13 実施体制が適切である	様式13-9		×2	10
				14 充実が図られ魅力ある内容(手法)である			×2	10
15 利用者拡大に向けた取組み(工夫)がなされている				×2		10		
16 実施体制(医師の確保等)が適切である	様式13-10				×2	10		
17 精度管理、リスク対応等が適切である					×2	10		
18 受診者増に向けた取組み(工夫)がなされている					×2	10		
19 地域医療機関との連携が期待できる	様式13-11				×2	10		
20 支援対象者への支援内容が効果的であり充実している					×2	10		
21 利用者拡大に向けた取組み(工夫)がなされている					×2	10		
審査基準C 計					90			
D その他	◎福岡市に主たる事務所を有している。 ◎その他独創的な取組みを提案している。	22 福岡市に主たる事務所を有している。	様式7 登記事項証明書		◇	5		
		23 その他独創的な取組みを提案している。(自主事業を含む)	様式13-12 その他全般		●	30		
審査基準D 計					35			
合計						200		
特記事項								

○採点方法

【基本(黄色着色部分)】

内容	採点
特に優れた提案がなされている	5
優れた提案がなされている	4
標準的な提案がなされている	3
優れた提案がなされていない面がある	2
優れた提案がなされていない	1

【◇記号の箇所(水色着色部分)】

内容	採点
水準を満たしている	5
水準を満たしていない面がある	3
水準を満たしていない	1

【●記号の箇所(オレンジ着色部分)】

点数が高くなるほど特に優れた提案がなされているものとして、1~30点まで1点刻みで採点

- ※ 審査にあたっては、提案内容の実現可能性を十分に考慮する。
- ※ 配点の合計 200 点満点中、120 点を指定管理者の候補者とするための最低基準とする。最低基準を満たさない場合は選定しない。
- ※ 令和 8 年 4 月 1 日から遡って 5 年の間に、本市での指定管理業務において、不適切な行為により「業務の停止」や「改善指導（厳重注意）」を受けた事業者については、当該不適切事案の概要（対象施設、内容、改善状況等）を選定委員に情報提供し、評価に反映する。
- ※ 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、指定管理者募集の公告日に、競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間がかかる者（図 1 の 1-②に該当する者）は、当該措置の指名停止期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供するとともに 10 点を減点する。

【図 1】

1. 福岡市の競争入札参加停止措置(※1)を受けた場合						
(※1) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置						
	<table border="1"> <tr> <td>応募資格の有無</td> <td>減点等対象か</td> <td>申立書必要か</td> </tr> </table>	応募資格の有無	減点等対象か	申立書必要か		公告日 (例)令和 2 年 7 月 1 日
応募資格の有無	減点等対象か	申立書必要か				
1-①	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間中 応募資格なし		福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 4 か月 (例) 指名停止期間：令和 2 年 5 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日			
1-②	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間の間にある 応募資格有 減点等対象 申立書提出必要	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 3 か月 (例) 指名停止期間：令和 2 年 3 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日	福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間 (例) 3 か月			
1-③	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間満了日の翌日以降 応募資格有 減点等対象外 申立書提出不要	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 2 か月 (例) 指名停止期間：令和 2 年 3 月 1 日～令和 2 年 4 月 30 日	福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間			

- ※ 国又は他の地方公共団体から競争入札参加停止措置を受けた者で、指定管理者募集の公告日前日までの過去 2 年間に、競争入札参加停止の措置期間がかかる者（図 2 に該当する者）は、当該措置を行った機関名、競争入札参加停止の期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供する。

【図 2】

2. 国・他の地方公共団体の競争入札参加停止措置(※2)を受けた場合			
(※2) 国及び他の地方公共団体の、福岡市競争入札参加停止等措置要領に相当する要領等に基づく、一般競争入札指名停止措置			
		過去 2 年間 (平成 30 年 7 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日)	公告日 (例)令和 2 年 7 月 1 日
2	公告日前日までの過去 2 年間に、国又は他の地方公共団体の競争入札参加停止の措置期間がある 応募資格有 委員に情報提供 申立書提出必要	□□市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 4 か月 (例) 指名停止期間：平成 30 年 6 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日	△△市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 指名停止期間：令和 2 年 5 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日